

## 質問に対する回答（ふくやま産業交流館）

【商工労働局商工労働総務課】

（令和7年7月18日～令和7年7月25日受付分）

	項目	質問内容	回答
1	募集要項 4 申請の際に提出する書類の内容（3）コ	直近の障害者雇用状況報告書提出時点では法定雇用率を達成できていないが、申請書の提出期限までに法定雇用率を満たす形で障害者を雇用した場合、当該職員の障害者手帳の写し等、雇用を証明する書類を提出することで募集要項「2 申請資格等」(7)の要件を具備しているものと認められるか。 (障害者の雇用義務のある者の場合)	ご質問のようなケースにおいては、下記の①及び②を提出いただくなど、障害者を直接かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類が提出され、法定雇用率を遵守していることが確認できれば、募集要項「2 申請資格等」(7)の要件を具備しているものと認めます。  【確認書類】 ①本人の身体障害者手帳又は療育手帳等の写し ②本人の健康保険証等（※）の写し  ※ 令和6年12月2日以降、健康保険被保険者証の新規発行が行われないことを踏まえ、住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準月額報酬決定通知書、雇用証明書又はこれらに準ずる資料でも可とします。